# 2 ごみ減量化推進のために

ご み 減 量 化 へ の 取 り 組 み

### 資源循環型社会の構築を目指して

大量消費社会から資源循環型社会へ移行するため、国に おいては平成13年に「循環型社会形成推進基本法」を施 行、ごみの発生を抑え、資源を繰り返し使い、適正な処分 を行うための基本原則を定めました。

また、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品 リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、 小型家電リサイクル法などの関連法令を施行し、ものの再 生利用や再資源化などを進めて新たな天然資源投入を抑 え、資源循環型社会の構築を目指しています。

川口市では、「第7次一般廃棄物処理基本計画」において、「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を望ましい将来像としました。これは市民・事業者・市の協働で、より良い環境づくりに取り組む意思を込めて定めたものです。

この実現のため、本市はさらなる努力を続けていきます。 市民・事業者のみなさんの一層のご協力をお願いします。

#### 食品ロスの削減について

食べることができるのに廃棄されてしまう食品を「食品ロス」といいます。日本では年間600万トン(平成30年度推計\*1)の食品ロスが発生しており、国民1人につき1日あたり約130グラム\*1の食べ物が捨てられていることになります。

川口市では、この食品ロスを削減するため、パンフレットの作成など周知・啓発に努めています。また、市内の食品ロス発生量の定期的な把握に努め、食品ロス削減の取り組みの進捗を適切に評価します。

家庭から出る1人1日あたりの食品ロス量※2					
	川口市	全国平均			
	(g/人·日)	(g/人•日)			
令和元年度	78	63			
令和6年度(目標値)	63				
令和11年度(目標値)	48				

※1 参考:農林水産省資料「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」

※2 参考:第7次川口市一般廃棄物処理基本計画

(問い合わせ) 資源循環課

# 脱プラスチックに向けた取り組みについて

近年、自然界に放出されたプラスチック製品が、紫外線や波で劣化し、破砕・細分化され、マイクロプラスチックとなって海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。

川口市では、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先進的に取り組んできましたが、一方で、啓発用品・記念品等として、年間20万点を超えるプラスチック製品を配布しています。

そこで、市民のみなさんに脱プラスチックに向けた認識 を深めていただくため、市が率先して下記事業に取り組ん でいきます。

#### <令和元年度からの川口市の取り組み内容>

- ①本市が提供するうちわは、プラスチック製から竹、木、 紙製等に切り替える
- ②本市が関係(主催・共催・後援等)するイベント等では、プラスチック製うちわの提供を自粛するように、出展者に協力を求める
- ③本市が提供する啓発用品や記念品等は、代替が利かない プラスチック製品を除き、プラスチック製品の使用を極力 抑制する
- ④職員は、マイバッグ、マイカップ、マイスプーン等を使用して、脱プラスチックに率先して取り組む

(問い合わせ) 環境総務課 資源循環課

# 川口市クリーン推進員制度

平成3年度に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が 全面改正され、発生抑制・再使用・再生利用等ごみ減量や リサイクルを推進するための「廃棄物減量等推進員制度」 の規定が新たに設けられました。

この規定に基づき、平成7年2月から「川口市クリーン 推進員制度」を導入。地域住民641人(令和5年4月1日現在)に委嘱し、活動していただいています。 〈主な活動内容〉

- 1 ごみの減量及び適正な処理についての普及啓発
- 2 ごみの分別及び排出指導
- 3 集団資源回収、美化活動等の指導(要請)及び協力
- 4 ステーションの排出調査及び市への連絡、報告
- 5 その他市の施策への協力

(問い合わせ) 資源循環課

# エコリサイクル推進事業所登録制度について

川口市内でごみ減量・リサイクル・地球温暖化対策など環境保全への取り組みを積極的に行っている店舗・事業所等を市で認定し、登録できる制度を平成7年10月から実施しています。

令和5年4月1日現在、32店舗・103の事務所等が 登録されており、登録証及び登録表示板を市から交付して います。そのシンボルマークを印刷物等に使用するなどし て、推進事業所であることを事業活動に利用することがで きます。

(問い合わせ) 資源循環課





#### 環境への取り組みについて

平成30年3月に第3次川口市環境基本計画を策定し、 将来の環境像を「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、 都市と自然が調和した、元気なまち川口」とし、これを実 現するため、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり に取り組んでいます。

そのなかで、ごみについては3Rの取り組みを推進し、 ごみの発生を最小限に抑え、資源やエネルギーが繰り返し 利用される「循環型社会」を形成していくことを目指して います。

また、本市では令和4年3月に「川口市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、これまでの「低炭素」から「脱炭素」に考え方をシフトしながら、第2次川口市地球温暖化対策実行計画にもとづき、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

計画では、3Rの取り組みによりごみを減らすとともに、 使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減や分別の徹 底によるリサイクルを推進することにより、ごみ焼却から 排出される温室効果ガス排出の削減に取り組んでいます。

(問い合わせ) 環境総務課

# グリーン購入の推進について

グリーン購入とは、商品やサービスを買うときに環境に対する影響を考えて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで買うことです。平成13年4月に「グリーン購入法」が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者、国民にもグリーン購入に努めるよう求めています。

川口市では、「川口市環境物品等の調達の推進に関する 方針」を定め、グリーン購入に取り組んでいます。

(問い合わせ) 環境総務課

#### 生ごみ処理容器の購入支援制度について

家庭から排出される生ごみの減量化の促進を図るため、 市民が生ごみ処理容器を購入する際に、支援制度を実施しています。詳細は市のホームページや本庁舎・各支所など で配布しているパンフレットをご確認ください。

(問い合わせ) 環境総務課

# 3 R推進活動等助成事業

資源循環型社会の構築及び地域コミュニティ意識の醸成に寄与することを目的として、町会・自治会に対して平成19年4月より、3R推進活動等助成事業を実施しています。

3R推進に関する研修会等の啓発活動や、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策活動、集積所周辺を含む清掃等の維持管理活動の3項目を必須項目とし、そのほか、地域清掃や資源物ステーションにおける不法投棄防止対策活動などの12項目のメニューから、団体の実情に合わせて4項目以上を選択していただき、合計7項目以上の3R推進活動等を自主的に実施する町会・自治会に対して、助成金を交付しています。

なお、助成金額は1世帯あたり400円を上限額とし、この額に町会・自治会加入世帯数を乗じて得た額としています。

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録団体数	(団体)	231	231	231	230	231
助成金額	(円)	68,200,000	68,076,000	67,370,000	67,349,000	66,776,000

(問い合わせ) リサイクルプラザ

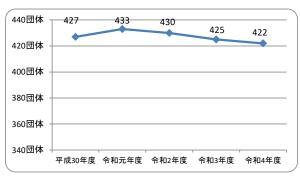
# 資源回収団体助成事業

市内の町会や自治会、PTA等の登録団体が行う集団資源回収を広めていくため、回収団体に対し回収重量1kgにつき10円の助成金を交付しています。

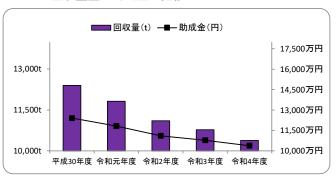
対象品目は古紙類(新聞紙、雑誌類、段ボール)及び繊維類です。回収品目、回収日、回収場所は団体ごとに決めて活動していただいています。

集団資源回収を広めていくことは資源を大切にする心を育て、地域コミュニティの醸成を進めていくだけでなく、 ごみの減量につながり、限りある資源を有効に利用することにもなります。積極的に集団資源回収を利用してください。

#### ■ 登録団体の推移



#### ■ 回収重量と助成金の推移



年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録団体数	(団体)	427	433	430	425	422
助成金額	(円)	124,037,720	118,225,770	111,032,850	107,788,130	103,793,190
回収重量	(t)	12,404	11,823	11,103	10,779	10,379
新聞紙	(t)	4,711	4,103	3,310	3,294	3,032
雑誌	(t)	3,235	3,180	2,974	2,801	2,802
段ボール	(t)	4,081	4,146	4,443	4,348	4,253
繊維類	(t)	377	394	376	336	292

(問い合わせ) リサイクルプラザ